

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二條第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年四月二十四日
指定に係る道路の位置	<p>入間市扇台五丁目八百七十七番十六地先から 八百七十七番十三地先まで</p> <p>入間市扇台五丁目八百七十八番三地先から 八百七十八番三地先まで</p> <p>入間市扇台六丁目八百二十六番二十二地先から 八百二十六番二地先まで</p> <p>入間市扇台二丁目七百三十五番三地先から 七百三十六番三十二地先まで</p> <p>入間市扇台二丁目七百三十六番十六地先から 七百三十六番七地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>六十一・一</p> <p>二十・六</p> <p>十一・六</p> <p>五十六・七</p> <p>九・五</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>四・〇</p> <p>五・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p>